

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

緊急事態宣言の発出に伴う市型預かり保育の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日付で政府による「緊急事態宣言」が神奈川県に出されました（期間：令和2年4月8日から5月6日まで）。

国や県からの通知を踏まえ、市型預かり保育は、原則事業を継続します。保育が必要な方については、引き続き利用していただけます。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、ご家庭等での保育が可能な場合には、令和2年4月9日から5月6日までの期間の利用を控えていただくなど、ご協力をお願いします。

なお、園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。感染症対策のため通常よりも幼稚園教諭、保育士等に負担がかかっている状況も踏まえ、ご協力をお願いします。

<問い合わせ先>

横浜市こども青少年局子育て支援課幼児教育係

電話：045-671-2085

Eメールアドレス：kd-koshien@city.yokohama.jp